

【資料集5】

原始仏教聖典における釈尊の雨安居記事

岩井 昌悟

はじめに

釈尊成道後45年間の、それぞれの年度の雨安居地点を知ることが、原始仏教聖典に記される「如是我聞」された釈尊の事績を時系列にしたがって再構築するために有益であることは言うまでもない。現在のところ、【論文5】「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」で取り上げた、その年次と地点あるいはある地点での回数を伝える「雨安居地伝承」が、それを知りうる唯一の貴重な資料であるが、しかしこれらは原始仏教聖典よりはかなり後に成立した註釈書類になってはじめて登場してくるため、後世の創作であるという可能性をも否定することはできない。

そこでこの伝承の資料的価値を決定するためには、この伝承の根拠となったものが何で、これがどのように形成されてきたかということを知ることが不可欠である。そしてそのためのもっとも有力な材料が原始仏教聖典であることは論を俟たない。もしこの伝承が原始仏教聖典から得られる情報と一致するなら、これらは原始仏教聖典に基づいて作成されたという結論が得られるであろうし、信頼度は高いということになる。しかしもし一致しないとするなら、改めてこの伝承の根拠と形成過程が問われなければならない。

筆者はすでに先に示した論文において、雨安居地伝承のヴァリエーションの整理と、原始仏教聖典中に記される釈尊の雨安居地の調査を行い、両者を比較対照して、雨安居地伝承において釈尊が雨安居されたとされるけれども原始仏教聖典には記されない土地があることや、雨安居地伝承が記す雨安居年を原始仏教聖典の記す情報と照らし合わせると矛盾が認められることなどを指摘するとともに、これらの土地が原始仏教聖典においてはどこに相当するかを検討した上で、原始仏教聖典からみると雨安居地伝承はその蓋然性が疑われる可能性が高いことを示唆しておいた。

しかしながら一方では、原始仏教聖典が記す雨安居記事自身にも、例えばパーリと漢訳諸文献に同一のエピソードが記載されながら、文献によっては雨安居への言及がない場合や、雨安居記事があるに拘わらず地名が相違する場合があるなど、かなりの揺れがあるために、原始仏教聖典の雨安居記事をより綿密に調査整理する必要性を感じていた。

本資料集は以上を背景に、原始仏教聖典中の釈尊の雨安居記事を漏れがないように、その採用基準を増やして再度調査したものであって、また資料の提示については、前記論文で行ったような地名別ではなく、雨安居に係わって記されている記事別に整理して掲げるようにした。また基準に順位を付したのは、雨安居が明言されているものと雨安居されたと推測されるものがあり、その信頼度を判定する材料とするためであり、記事別に整理したのは、雨安居地の揺れや雨安居に言及しない資料をも参考にするためである。

## 釈尊の雨安居記事とする表現様式

[1] 原始仏教聖典中には、釈尊が雨安居を過ごされたということがさまざまに表現されている。「釈尊が某処で雨安居を過ごされた」というように直接的に表現される場合もあれば、「釈尊が某処で自恣を迎えられた」とか、「釈尊が某処におられた時、諸比丘が釈尊の衣を作っていた」というように間接的に表現される場合もある。自恣は雨安居の最後の日に行われる行事であり、衣を作る期間は「作衣時」と呼ばれ、これは「迦絺那衣を受けなければ雨期の最後の1ヶ月、迦絺那衣を受ければ5ヶ月」と規定されて、これが終わらないと雨安居の地を出てはいけなくなっている。このように自恣と作衣は雨安居と密接に関連しており、ある土地で釈尊が自恣を迎えられ、作衣されたということは、釈尊がその地で雨安居を過ごされたことを間接的に表現していることになる。

さらに釈尊が某処で雨安居されたのではないかと推測させる表現もある。例えば「釈尊が某処におられた時、仏弟子が雨安居に入るために訪ねてきた」という表現は、おそらく釈尊もそこで雨安居に入られたということを推測させる。あるいは「仏弟子たちが他のところで雨安居を過ごして、某処におられた釈尊に会いに来た」という表現さえも、釈尊がそこで雨安居を過ごされたことを推測させる。後に詳しく述べるように、仏弟子たちには雨安居を過ごした後に釈尊を訪ねるという習慣があった。漢訳文献ではこれは「夏の大会」と呼ばれる。もし釈尊が雨安居を終えられてすぐに遊行に出られるということになると、情報伝達手段に乏しい当時の弟子たちはどこに釈尊を訪ねたらよいものか分からなくなってしまう。したがって釈尊は雨安居を終えられた後も、仏弟子たちを待ってしばらくの間はその場所に留まられていたと推測されるからである。

このように釈尊が雨安居を過ごされたということは、直接的にあるいは間接的に、さらには推測させるような形で表現される。釈尊の雨安居地を漏れなく収集するためには、その信頼性が乏しいものまで、ともかく考えうるかぎりの表現様式のものを対象としなければならない。

そこで本資料集では、次のような表現様式をとっているものを、釈尊の雨安居記事として取り上げた。ただし直接的な表現については疑いがないものの、推測させる表現は必ずしもそれが釈尊の雨安居であったとは確言できない。そこでそれぞれの表現様式ごとに番号を付した。番号の若いものは信頼度が高く、大きいものは信頼度が低いことを表す。また資料を紹介するところでも、雨安居記事と判断する根拠となる文章の下に下線を施し、その文頭にこの番号を付した。

本資料集で取り上げた釈尊の雨安居記事の表現様式は以下の通りである。

- ① 釈尊が某処で雨安居を過ごされたと明記される場合
- ② 釈尊が某処で自恣の日を迎えられた場合、その地が釈尊のその年の雨安居地である。
- ③ 釈尊が某処におられた時、某比丘が某処で雨安居を過ごしたという場合
- ④ 釈尊が某処におられた時、某比丘が作衣を行っていたという場合
- ⑤ 釈尊が A 処におられた時、某が釈尊に B 処で雨安居されるよう要請して受諾される場合、B 処は釈尊の雨安居地である。
- ⑥ 某比丘が雨安居に入るために某処におられる釈尊に会いに来たという場合

- ⑦某比丘が雨安居を終えて某処におられる釈尊に会いに来たという言う場合
- ⑧釈尊が3ヶ月乃至4ヶ月間、もしくはそれ以上の期間（例えば7ヶ月）、某処に留まっておられたという場合
- ⑨釈尊が某処におられた時、某比丘が3ヶ月乃至4ヶ月間、某処に留まっていたという場合
- ⑩四月薬の自恣請に関するもの
- ⑪釈尊がコームディー（komudī カッティカ月の満月の日）を迎えられた場合、その地が釈尊のその年の雨安居地である。
- ⑫釈尊のもとに到来した某比丘に対して、釈尊が「がまんできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか。どこからやってきたのか」（kacci bhikkhu khamanīyaṃ, kacci yāpanīyaṃ, kacci appakilamathena addhānaṃ āgato, kuto ca tvaṃ bhikkhu āgacchasi）などと声をかける場合
- ⑬釈尊のもとに至った某比丘が「我々は久しく釈尊に對面して法話をお聞きしていない。」（cirassutā kho no ..... bhagavato sammukhā dhammī kathā）と阿難などにうたえる場合。
- ⑭釈尊が某処におられた時、某比丘が雨安居に入ろうとしていたという場合
- ⑮釈尊が阿難に周辺の諸比丘を講堂に集めさせて説法する場合

[2] 以下に上記の①から⑮までの表現様式が、いかなる理由で雨安居記事の指標となるのか、またそれが原始仏教聖典の中にどのように現れるか、簡単に記しておきたい。

[2-1] 釈尊が某処で雨安居を過ぎられたと明記される場合

これは直接的に「釈尊が某所で雨安居を過ぎられた」とするもの、または文脈上それが明記されているに等しいものであり、説明の必要はない。

「釈尊が某処で雨安居を過ぎられた」という表現は漢訳には多いが、パーリには少ない。例としては以下のようなものがある。

DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’ (vol. II p.099) : 世尊もまたそこ竹林村で雨安居に入った (bhagavā pana tatth’ eva beluvagāmake vassaṃ upagañchi) 。

中阿含 009「七車経」（大正 01 p.429 下）：我聞如是。一時佛遊王舍城在竹林精舍、與大比丘衆共受夏坐。

文脈上釈尊の雨安居が明記されているに等しいとは、例えば以下のようなものである。

SN.055-052 (vol.V p.405) : ある時、世尊は舍衛城・祇園精舎におられた。その時、舍衛城で雨安居を終えたある比丘が所用でカピラ城に至った (tena kho pana samayena aññataro bhikkhu sāvattiyāṃ vassaṃ vuttho kapilavattum anuppatto hoti kenacid eva karaṇīyena) 。釈迦族の人々が彼に「大徳よ、世尊は無病、壮健でおられますか」（kacci bhante bhagavā arogo c’ eva balavā ca）と言って、釈尊、舍利弗、目連、比丘僧伽の安否を尋ね、また「大徳よ、汝はこの雨安居中に世尊の面前で何か聞き、受けた教えがありますか (atthi pana te bhante kiñci iminā antaravassena bhagavato sammukhā sutāṃ sammukhā paṭiggahitāṃ) と訊ねる。比丘はそれに答え、彼が聞いた教えを説く。

AN.009-002-011 (vol. IV p.373) : ある時、世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (ekam samayaṃ bhagavā sāvattthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme) 。  
 それから舎利弗長老が世尊に近づいて……このように言った「大徳よ、舎衛城での雨安居を終えたので私は遊行に出ようと思います」と (atha kho āyasmā sārīputto ..... bhagavantaṃ etad avoca ‘vuttho me bhante sāvattthiyaṃ vassāvāso, icchāṃ’ ahaṃ bhante janapadacārikaṃ pakkamitun’ ti) 。

[2-2] ②釈尊が某処で自恣の日を迎えられた場合、その地が釈尊のその年の雨安居地である。

釈尊が某処で自恣の日を迎えられたことが記される場合、その地は間違いなく釈尊のその年の雨安居地と考えられる。雨安居中に遊行することは禁じられており<sup>(1)</sup>、住処を変えることは原則的に許されないため、釈尊が自恣の日を過ごされた地は、その年に雨安居を過ごされた地でなければならないからである。

「自恣」(pavāraṇā)とは雨安居の終わりの日に行われる布薩(uposatha)である。前雨安居(purimikā vassupanāyikā)と後雨安居(paccimā vassupanāyikā)の別があるが、前雨安居はサーヴァナ(Pāli; Sāvāṇa, Skt.; Śrāvāṇa)月の黒分の第1日に始まり、アッサユジャ(Pāli; Assayuja, Skt.; Āśvina)月の満月の日に自恣を迎える。後雨安居はポッタパーダ(Pāli; Poṭṭhapāda, Skt.; Bhādrapada)月の黒分の第1日に始まり、カッティカ(Pāli; Kattika, Skt.; Kārttika)月の満月の日に自恣を迎える。

自恣を迎えることによって比丘は法臘を一つ重ね、またアッサユジャの満月の日は中国の暦では「七月十五日」または「八月十五日」に対応するため<sup>(2)</sup>、自恣の日が「受歳之日」と表現される場合やその日付で示されることもある。

これによって釈尊の雨安居記事であると判断できるものには、以下のようなものがある。

MN.118 ‘Ānāpānasati-s.’ (vol. III p.078) : ある時、世尊は舎衛城の東園鹿子母講堂に、衆多のとても有名な諸の長老・声聞とともにおられた。……その時、長老比丘らが新参の諸比丘を教誡し、新参の比丘らは以前よりも勝れた境地を知る。その時、世尊は布薩の日、第15日、自恣の日、満期の日、満月の日の夜に、比丘僧伽に囲まれて露天に坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tatahu ‘posathe pannarase pavāraṇāya puṇṇāya puṇṇamāya rattiyā bhikkhusaṃghaparivuto abbhokāse nisinno hoti) 。

増一阿含 032-005 (大正 02 p.676 中) : 聞如是。一時佛在舎衛國東苑鹿母園中、與大比丘衆五百人俱。是時世尊七月十五日於露野地敷座。比丘僧前後圍遶。……今七月十五日是受歳之日。

別訳雜阿含 228 (大正 02 p.457 上) : 如是我聞。一時佛在王舎城迦蘭陀竹林、夏坐安居。爾時世尊與大比丘衆五百人俱。……於七月十五日、自恣時到。

(1) Vinaya ‘Vassupanāyikkakhandhaka’ (vol. I p.137)、Vinaya ‘(Bhikkhuni) Pācittiya039’ (vol. IV p.296)

(2) 『根本有部律』は以下のように記す。

根本有部律「波羅市迦 004」(大正 23 p.675 上) : 爾時薄伽梵、與五百漁人出家門具已、從薛舍離詣竹林聚落北。有升撰波林依之而住。時逢飢饉乞食難得。……爾時世尊告諸苾芻曰。……汝等宜各隨親友得意之處、於薛舍離隨近聚落而作安居。我與阿難陀於此林住。……爾

時世尊未入涅槃安住於世、與諸弟子二時大集、一謂五月十五日欲安居時、二謂八月十五日隨意時。

根本有部律「僧伽伐尸沙 008」（大正 23 p.691 中）：爾時薄伽梵在王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中。……（p.695 上）時馬勝苾芻所有弟子門人、隨其意樂所學差別悉令受已、詣餘村坊城邑聚落而作安居。至八月十五日前安居滿、作衣已竟執持衣鉢、往波波城水蛭林所。

この「八月十五日」は、カッティカ月の満月の日になされる後雨安居の自恣を示しているのではなく、これはアッサユジャ月の満月の日である。本「モノグラフ」第1号【論文2】-【3】-【5】および平川彰『二百五十戒の研究Ⅱ』、春秋社、1993年、p.470参照。

[2-3] ③釈尊が某処におられた時、某比丘が某処で雨安居を過ごしたという場合

「ある時、釈尊は某処におられた」と書き出され、それに続いて「その時、某比丘が某処で雨安居に入った」と記述されている場合であり、これは原始仏教聖典における‘tena kho pana samayena ……」や「爾時……」といった表現の不明確さ故に①②ほど明確とはいえないものの、素直に読むならば、釈尊が雨安居を過ごされたと見なし得るものである。なおこのケースがもっとも一般的であり、件数が多い。例を挙げれば以下のようなものである。

*Vinaya ‘Pārājika002’* (vol.Ⅲ p.041) : その時、仏・世尊は王舍城・耆闍崛山におられた。その時、多くの比丘がイシギリ山腹に草屋を作って雨安居に入った (tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati gijjhakūṭe pabbate. tena kho pana samayena sambahulā …… bhikkhū isigilipasse tiṇakuṭiyo karitvā vassaṃ upagacchimsu)。

十誦律「波羅夷 002」（大正 23 p.003 中）：佛在王舍城。爾時衆多比丘共一処安居。

[2-4] ④釈尊が某処におられた時、某比丘が作衣を行っていたという場合

「作衣」(cīvarakamma) は (1) 「作衣時」(cīvarakārasamaya) になされる。この「作衣時」(cīvarakārasamaya) とは「迦絺那衣を受けなければ、雨期の最後の1ヶ月、迦絺那衣を受ければ5ヶ月である (cīvarakārasamayo nāma anattthate kaṭhine vassānassa pacchimo māso, atthate kaṭhine pañca māsā)」(*Vinaya ‘Nissaggiya028’* vol.Ⅲ p.261) (2)。「雨期(vassāna)の最後の1ヶ月」とは、「雨期」がサーヴァナ月の黒分の第1日からカッティカ月の満月の日までの4ヶ月であるので、前雨安居を過ごした場合なら、アッサユジャ月の満月の日の翌日からカッティカ月の満月の日まで、すなわち自恣の後1ヶ月が「作衣時」である。ただし迦絺那衣を受ければ作衣時がさらに4ヶ月、すなわち最長でパグナ月の満月の日まで延長されることになる。

自恣の後に作衣時があり、遊行に出たならば作衣時は終るのであるから、比丘が作衣を行っている地は、確実にその比丘のその年の雨安居地である。釈尊が自身のために自ら作衣をなす記事は見出されないが、諸比丘が釈尊のために作衣を行っている記事は存在し、これは確実に釈尊のその年の雨安居地を示す。また、比丘が作衣を行っている時に釈尊がおられる場所もその年の釈尊の雨安居地であろう (3)。

以下の記事は、作衣が作衣時になされることを示しており、同時に釈尊がカピラ城・ニグローダ園で雨安居されたと解釈される資料である。

*MN.122 ‘Mahāsuññata-s.’* (vol.Ⅲ p.109) : ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた。釈尊が乞食を終えて食後に釈迦族のカーラケーマカ(Kālakhemaka)の精舎に行かれる。そこにはたくさんの臥坐具が用意されていた。

その時、阿難長老は多くの比丘とともに釈迦族のガターヤの精舎で作衣を行っていた (tena kho pana samayena āyasmā ānando sambahulehi bhikkhūhi saddhiṃ ghaṭṭāya-sakkassa vihāre cīvarakammaṃ karoti)。その時、夕方に世尊は独坐から立たれてガターヤ (Ghaṭṭāya) の精舎に行って阿難に「カーラケーマカの精舎には大勢の比丘が住しているのか」と尋ねられる。阿難は「多くの比丘がカーラケーマカ精舎に住しています。大徳よ、私たちは今作衣時なのです (cīvarakārasamayo no, bhante, vattati)」と答える。

また以下の記事も、作衣と雨安居の関係をよく示している。

AN.011-002-012 (vol. V p.328) : ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた。その時、多くの比丘が世尊のために作衣を行っていた。〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて、衣が出来上がれば世尊は遊行に出発されるであろうと言って (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammaṃ karonti ‘niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikaṃ pakkamissati’ ti)。

雜阿含 932 (大正 02 p.238 中) : 如是我聞。一時佛住迦毘羅衛國尼拘律園中。時有衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣。時釋氏摩訶男聞衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣、世尊不久三月安居訖、作衣竟、持衣鉢人間遊行。

上に「衣が出来上がれば」と訳した ‘niṭṭhitacīvara’ 「作衣竟」は捨墮法の条文で重要な概念である。すなわち「長衣過限戒」(Vinaya ‘Nissaggiya001’ vol.III p.195) は「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨した後」(niṭṭhitacīvarasmiṃ bhikkhunā ubbhatasmiṃ kaṭhine)、十日を限度に長衣を持つことを許す戒であり、「離三衣宿戒」(Vinaya ‘Nissaggiya 002’ vol.III p.198) は「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨した後」は一夜といえども三衣を離してはいけない、「月望衣戒」(Vinaya ‘Nissaggiya003’ (vol.III p.202) は「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨した後」に非時衣の布施があった場合、1ヶ月以内に衣が完成する期待があればそれを受けてよいというものである。

すなわち ‘niṭṭhitacīvara’ 「作衣竟」とは「作衣時」の終了であり<sup>(4)</sup>、SN.055-006の記事が単に「3ヶ月」(temāsa)としており、『雜阿含經』932のように雨安居であることが明記されていなくとも、表現様式⑨の「釈尊が3ヶ月乃至4ヶ月間、某処に留まっていたという場合」とは異なり、この表現では「3ヶ月」が「雨安居の3ヶ月」であることが明確である。

(1) MN.-A. (vol.IV p.157)によると、「作衣」とは「老朽した垢で汚れた衣のつぎあて、洗淨などによって、すでにある衣を修復することも、衣のために準備された布を計量、裁縫などして、まだ作られていない衣を準備することをも意味する」(cīvarakammaṃ ti jīṇṇamalinānaṃ aggaḷānuppādanadhovanādihi kataparibhaṇḍam pi cīvaratthāya uppannavatthānaṃ vicāra- ṇasippanādihi akatasamvidhānaṃ pi vaṭṭati)。

(2) 通常、比丘は三衣しか持つことを許されず、それ以上の衣を持つことは「長衣」(atirekacīvara)として捨墮の罪になる(Vinaya ‘Nissaggiya 001’ vol.III p.195)。作衣時には、合法的に三衣以上を持つことを許されるが、この期間内に衣が整えられない場合があるので、そのために期間が延長されて、最長5ヶ月まで許されるようになったらしい。この衣時を過ぎて残りの4ヶ月の間に特別に合法的に所持できる長衣を「迦絺那衣」と呼ぶようである。なおこの権利は雨安居を正しく住した者にのみ認められるとされる。

(3) ただし迦絺那衣によって延長された期間も「作衣時」と呼ばれると可能性があり、その場合、比丘が釈尊のために作衣を行っているならば、たといそれが迦絺那衣の期間であっても釈尊がそこで雨安居を過ごされたことは明確であるが（遊行に出れば迦絺那衣を捨てたことになるため）、比丘が自分の衣を作衣している場合、もしそれが雨安居終了後5ヶ月も後の時点であれば、釈尊が他処で雨安居を過ごし終えて遊行に出られてから到着された場面である可能性もある。しかし「作衣時」は雨安居の後1ヶ月を指すのが原則のようであるから、迦絺那衣が言及されていなければ考慮する必要はないと考える。

(4) *Vinaya 'Nissaggiya001'* (vol. III p.196) によれば「衣すでに竟る」とは、「比丘の衣作られ、あるいは失われ、あるいは破れ、あるいは焼かれ、あるいは衣を作る期待が断たれたことである」 (*niṭṭhitacīvarasmin ti, bhikkhuno cīvaraṃ kataṃ vā hoti naṭṭhaṃ vā vīnaṭṭhaṃ vā daḍḍhaṃ vā cīvarāsā vā upacchinnā*)。

[2-5] ⑤釈尊がA処におられた時、某が釈尊にB処で雨安居されるよう要請して受諾される場合、B処は釈尊の雨安居地である。

釈尊がある地における雨安居に招待され、これを受諾されたことが記されていれば、釈尊がその地で雨安居を過ごされたことは確かであろう。多くのケースでは招待の場面の記述に続いて実際に釈尊が雨安居を過ごされることが記述されているため、そのようなケースではこの表現様式を特別に立てる必要はないであろうが、以下のように要請する場面の記述のみで、実際に釈尊がそこで雨安居に入る記述が存在しないケースでは、重要な表現様式になる。

*Vinaya 'Senāsanakkhandhaka'* (vol. II p.154) : 給孤独長者は所用で王舎城に来ていて、初めて「仏陀が世に出た」ことを聞き、シータ林に釈尊を尋ね、法眼浄を得て優婆塞となる。給孤独長者は釈尊に「大徳よ、世尊はどうか比丘僧伽とともに舎衛城での雨安居をご承認下さい (*adhivāsetu me bhante bhagavā sāvatthiyaṃ vassāvāsaṃ saddhiṃ bhikkhusamghenā*) 」と乞う。給孤独長者は舎衛城に帰る途中途中で仏が世に出たことを宣伝しながら帰る。ジェータ王子の園に金を敷き詰めて園を買い取り精舎を建てる。小空地分の金が足らなかったが、これはジェータ王子が寄進して門屋を建てる。

[2-6] ⑥某比丘が雨安居に入るために某処におられる釈尊に会いに来たという場合

ある比丘が雨安居に入るために釈尊のもとを訪れる場合、または赴く目的地が釈尊のおられる地である場合、その比丘の目的は釈尊とともに雨安居を過ごすことであると推測されるため、釈尊の雨安居地が特定できる。以下の例はそれをもっとも明確に示している。

*Vinaya 'Kaṭṭhinakkhandhaka'* (vol. I p.253) : その時、仏・世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (*tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāma*)。その時、30人のパーテッヤの比丘が、入雨安居が近づいていたにもかかわらず、世尊に会うために舎衛城に赴き、しかし舎衛城で雨安居に入ることができず、途中のサーケータにおいて雨安居に入った (*tena kho pana samayena tiṃsamattā pāṭheyyakā bhikkhū ..... sāvatthiṃ gacchantā bhagavantā dassanāya upakaṭṭhāya vassūpanāyikāya nāsakkhiṃsu sāvatthiyaṃ vassūpanāyikaṃ sambhāvetuṃ, antarā magge sākete vassaṃ upagacchiṃsu*)。「あと6由旬先に釈尊がおられるのに」と嘆いて不満の雨安居を過ごす。それから雨安居を過ごし終えた彼ら諸比丘は3ヶ月の終わりに自恣を終えて舎衛城・祇園精舎の世尊のもとに至る。

[2-7] ⑦某比丘が雨安居を終えて某処におられる釈尊に会いに来たという言う場合以下の⑦⑪⑫⑬⑭の表現様式によって釈尊の雨安居記事として認めるためには、ある前提を必要とする。⑦の検討に入る前にその前提について述べる。

その前提とは、釈尊が雨安居の始まる少し前にその年の雨安居地に入り、雨安居終了後もしばらく雨安居を過ごされた地に留まっていたという前提である。

これには以下のような記事を例証として挙げることができる。

*Vinaya 'Pārājika004'* (vol. III p.088) : 世尊に会うために到来するのは、雨安居を過ごし終わった諸比丘の常法である (*āciñṇaṃ kho paṇ' etaṃ vassaṃvuṭṭhānaṃ bhikkhūnaṃ bhagavantaṃ dassanāya upasaṅkमितum*)。それから、彼ら雨安居を過ごし終えた諸比丘は3ヶ月の終わりに臥坐具をたたんで、鉢と衣を持って、ヴェーサーリーにむかって出発した (*atha kho te bhikkhū vassaṃvuṭṭhā temāsaccayena senāsaṇaṃ saṃsāmetvā pattacivaraṃ ādāya yena vesālī tena pakkamimisu*)。次第にヴェーサーリー・大林重閣講堂におられる世尊のもとに近づいた。近づいて世尊に挨拶して一方に坐った。……客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (*āciñṇaṃ kho paṇ' etaṃ buddhānaṃ bhagavantaṃ āgantukehi bhikkhūhi saddhiṃ paṭisammoditum*)。それから世尊はヴァググムダー河岸で〔雨安居を過ごした〕諸比丘にこう言われた。「諸比丘よ、がまんでできるか。元気にしているか。和合し、相喜び、争いなく、安穩に雨安居を過ごし、乞食に苦勞がなかったか」 (*kacci bhikkhave khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci samaggā sammodamānā avivadamānā phāsukaṃ vassaṃ vasittha na ca piṇḍakena kilamitttha*)。

五分律「波羅夷004」(大正22 p.009上) : 佛在毘舍離。時世飢饉、乞食難得。諸比丘入城分衛、都無所獲。爾時世尊告諸比丘。汝等各隨知識就彼安居。……諸佛常法。二時大会春夏末月。諸方比丘皆來問訊。摩竭國諸比丘安居竟。羸瘦憔悴來詣佛所、頂禮佛足却住一面。諸佛常法。客比丘來皆加慰問。問言汝等安居和合乞食易得道路不疲耶。

十誦律「波羅夷004」(大正23 p.011上) : 佛、在維耶離國、夏安居時、與大比丘眾俱。……諸佛在世法。歲二時大会、春末後月夏末後月。春末月者、諸方國土處處諸比丘來作是念、佛所說法我等當安居時修習得安樂住、是名初大会。夏末月者、諸比丘處處夏三月安居竟、作衣畢、持衣鉢、詣佛所作是念、我等久不見佛、久不見世尊、是第二大会。

*DN.-A.* (vol. III p.1053) : ブツダの在世時、2つの機会に諸比丘は集合する (*buddhakāle dve vāre bhikkhū sannipatanti*) ——入雨安居が近づいている時 (*upakaṭṭhavassūpanāyikakāla*) と自恣の時 (*pavāraṇakāla*) とである。入雨安居が近づいている時に10人でも、20人、30人、40人、50人でも諸比丘は群れをなして観想の対象のためにやってくる。世尊は彼らと挨拶を交わし、「諸比丘よ、何故、汝らは入雨安居が近づいている時に遊歩しているのか」と尋ねられる。それから、彼らは「世尊よ、われわれは観想の対象のためにやってきました。観想の対象をわれわれに与えてください」と請う。……彼らは観想の対象を得て、もし適切ならばまさにそこに住し、もし適切でなければ〔他の〕適切な住処を問うて〔そこに〕行く。彼らはそこに住しつつ、3ヶ月間道を得て努め励みつつ、預流や一來、不還、阿羅漢になる。それから雨安居を過ごし終えた〔諸比丘は〕自恣を行ってから師のもとに行って「世尊よ、私はあなたの



もとで観想の対象を得て、預流果を得ました。……私は最上の果である阿羅漢果を〔得ました〕」と獲得した徳を告げる。

以上の記述を総合すると、釈尊はこれからそれぞれ雨安居を過ごす地に散っていく諸比丘に雨安居の始まる前に修行の指導を与え（春の大会）、雨安居を過ごし終わって「私たちは久しく釈尊にお会いしていない」といって再び世尊のもとに戻ってくる諸比丘からその報告を受けたという（夏の大会）。そして到来した諸比丘に対して釈尊は「がまんできるか。元気にしているか」などとねぎらいの言葉をかけられる。

ところで釈尊が雨安居のはじまる直前に雨安居地に入り、雨安居終了直後に遊行に出発されたとしたならば、釈尊に会おうとする諸比丘はどうしたらいいだろうか。春の大会、夏の大会が可能になるためには、釈尊が雨安居の開始よりも早くにその年の雨安居地に入り、雨安居の終了後もしばらくその地に留まっていなければならなかったと考えられる。

それゆえ⑦の「某比丘が雨安居を終えて某処におられる釈尊に会いに来た」というケースは、それを上に見た「夏の大会」の場面と見ることで、釈尊のその年の雨安居地を示していると認められる。以下のような例がある。

MN.024 ‘Rathavinīta-s.’ (vol. I p.145) : ある時、世尊は王舎城・竹林園におられた。それから、衆多のその土地に生まれた諸比丘がその生地において雨安居を過ごし終わり、世尊のもとに至った (atha kho sambahulā jātibhūmakā bhikkhū jātibhūmiyaṃ vassaṃ vutthā yena bhagavā ten’ upasaṅkamimsu)。釈尊が諸比丘にその生地において誰が称誉されたかを尋ね、諸比丘はプンナ・マンターニプッタ (Puṇṇa Mantāniputta) であると答える。

これが夏の大会の時であったと考えるならば、釈尊は王舎城で雨安居を過ごし終えた後、しばらく王舎城に留まっていて、他の地で雨安居を過ごした諸比丘を迎えたと考えられる。

[2-8] ⑧釈尊が3ヶ月乃至4ヶ月間、もしくはそれ以上の期間（例えば7ヶ月）、某処に留まっておられたという場合

このケースは、3ヶ月乃至4ヶ月釈尊が某処に滞在されたというだけであって、それが雨安居時であるか否か明確ではない。しかし正に雨期を示す数字であり、雨安居を示している可能性は高いと思われる。また、釈尊が雨安居時以外には遊行していたとする資料<sup>(1)</sup>、釈尊が一年中遊行に出られなかった時に人々から非難が出たとする記事<sup>(2)</sup>、比丘尼に対する規定ではあるが、雨安居を終えたら遊行にでなければならぬと釈尊が制戒されたとする記事があり<sup>(3)</sup>、これらからも釈尊が3ヶ月乃至4ヶ月も雨安居時以外に一ヶ所に留まられることは考え難いのである。

よって以下の例も雨安居時の記事である可能性がある。

SN.054-011 (vol. V p.325) : ある時、世尊はイッチャーナンガラのイッチャーナンガラ林におられた。釈尊は諸比丘に「諸比丘よ、私は3ヶ月間、独坐しようと思う」 (icchāmaḥaṃ bhikkhave temāsaṃ paṭisalliyitum) と呼びかけられ、食事を運ぶ者以外が近づくことを禁じる。それから世尊はその3ヶ月が過ぎてから独坐から起って諸比丘に呼びかけられた (atha kho bhagavā tassa temāsassa accayena paṭisallāṇā vutthito bhikkhū āmantesi) 。

(1) AN.-A. (vol. II p.125) によれば、釈尊は成道第20年以降、祇園精舎か東園鹿子母講堂の

どちらかで雨安居されたが、「雨期以外には遊行された」(utuvassaṃ cārikaṃ caritvā) とある。本「モノグラフ」第6号【論文5】-【1】-【2-1】参照。

(2) *Vinaya* ‘Mahākhandhaka’ (vol. I p.079)、四分律「受戒捷度」(大正22 p.805下)

(3) *Vinaya* ‘(Bhikkhuni) Pācittiya040’ (vol. IV p.297)、四分律「(比丘尼) 单提 096」(大正22 p.746中)、五分律「(比丘尼) 墮 094」(大正22 p.089中)、僧祇律「(比丘尼) 波逸提 135」(大正22 p.542中)、根本有部律「(比丘尼) 波逸提 102」(大正23 p.1003中)

[2-9] ⑨釈尊が某処におられた時、仏弟子が3ヶ月乃至4ヶ月、某処にとどまっていたという場合

⑧の表現様式により、ある比丘の某処における3ヶ月乃至4ヶ月の滞在をその比丘の雨安居ととらえるならば、③と同様に釈尊の雨安居記事と考えられる。ただし③よりも確実さは低い。

これはパーリには見られず、漢訳のみであり、例としては以下のものがある。

『阿那律八念經』(大正01 p.835下)：聞如是。一時佛在誓牧山求師樹下、賢者阿那律、在彼禪空澤中坐思惟言。……佛以聖心逆知其意、譬如力士屈申臂頃飛到其前、讚言。善哉善哉阿那律、汝所念者爲大士念。聽吾語汝、大士八念善思行之。……賢者阿那律、聞佛說經、開導其意受行三月、漏盡意解得三治以爲證已。自覺得羅漢。

[2-10] ⑩四月葉の自恣請に関するもの

四月葉の自恣請は必ずしも雨期に限られるものではない。雨期の4ヶ月以外にも冬の4ヶ月、春の4ヶ月の自恣請もあったらしい<sup>(1)</sup>。しかしながら原則的には雨期の4ヶ月であったと考えられ、それは対応する漢訳のいくつかからも確認できる。よって以下のような資料も雨安居記事として無視することはできない。

*Vinaya* ‘Pācittiya047’ (vol. IV p.101)：その時、仏・世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた (tena kho pana samayena buddho bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmiṃnigrodhārāme)。釈迦族のマハーナーマンに多量の葉があり、彼が釈尊に「大徳よ、私は僧伽を4ヶ月、葉をもって満足させたいのです」(icchāṃ’ ahaṃ bhante saṃghaṃ cātumāsaṃ bhesajjena pavāretuṃ) と申し出る。

五分律「墮 062」(大正22 p.061中)：佛在拘薩羅國、與大比丘僧五百人俱、向迦維羅衛城。諸釋種、聞佛從彼國來、共立制。若不出迎佛、罰金錢五百。便各將大小出迎世尊、頭面禮足却住一面。佛爲說法示教利喜。共請佛及僧夏四月安居。世尊默然許之。

十誦律「波夜提 074」(大正23 p.117下) 佛在釈氏国。爾時摩訶男釈、四月請佛及僧。所須葉一切自恣皆從我取。爾時六群比丘過夏四月不病。

(1) 平川彰『二百五十戒の研究Ⅲ』、春秋社、1994年、pp.506-516

[2-11] ⑪釈尊がコームディー (komudī カッティカ月の満月の日) を迎えられた場合、その地が釈尊のその年の雨安居地である。

コームディー (komudī) とは、カッティカ月の満月の日、15日であり、白蓮華 (Kumuda) がこの頃に花をつけることからこのように呼ばれる。これは雨期の4ヶ月の終わりの日とされ、また一年の終わりであるともされる<sup>(1)</sup>。

前雨安居を過ごした場合、この日は迦絺那衣を受けなければ作衣時の下限であり、後雨安居を過ごした場合は自恣の日に当る。釈尊がこの日まで毎年その年の雨安居地に留まられて

いたことが確認されれば、釈尊がコームディーを迎えられたことを記す記事は、釈尊のその年の雨安居地を示すと見なすことができる。そしてこれが正しければ、コームディーはカッティカ月の最終日であるため<sup>(2)</sup>、釈尊がカッティカ月を過ごされている地はその年の雨安居地であることになる。

ここで前述の夏の大会を考慮に入れれば、釈尊がコームディー以前に遊行に出られることは考え難いため、この推測は十分に有効であると思われる。余処で雨安居を過ごし、自恣を終えて、そこで作衣を終えてから到来する比丘を迎えるためには、たとい彼らが前雨安居を過ごした比丘であっても、釈尊はコームディーの前に遊行に出発することはできないからである。

さらにまた、以下のように釈尊が自恣を延期してコームディーまで同じ地に留まるケースを記述する記事もある。これは前雨安居を過ごしたのにもかかわらず、自恣をコームディーに行うケースである。

MN.118 ‘Ānāpānasati-s.’ (vol.III p.078) 私はこのように聞いた。ある時、世尊は舍衛城の東園鹿子母講堂に、衆多のとても有名な諸の長老・声聞とともにおられた。……その時、長老比丘らは新参の諸比丘を教誡し訓戒した。ある長老比丘らは10人の諸比丘を教誡し訓戒した。ある長老比丘らは20人もの諸比丘を教誡し訓戒した。ある長老比丘らは30人もの諸比丘を教誡し訓戒した。ある長老比丘らは40人もの諸比丘を教誡し訓戒した。そして彼ら新参の諸比丘は長老比丘らによって教誡されつつ、訓戒されつつ、以前よりも勝れた境地を知った。

その時、世尊は布薩の日、第15日、自恣の日の、満期の日、満月の日の夜に、比丘僧伽に囲まれて露天に坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tadahu ’posathe pannarase pavāraṇāya puṇṇāya puṇṇamāya rattiyā bhikkhusaṃghaparivuto abbhokāse nisinno hoti)。それから世尊は沈黙している比丘僧伽を見やり、諸比丘に言われた。「諸比丘よ、私はこの〔汝らの〕進歩の仕方 (paṭipadā) に満足している。私の心はこの〔汝らの〕進歩の仕方 (paṭipadā) に満足している。それゆえここに、諸比丘よ、さらに一層、いまだ得ていないものの獲得、到達していないところへの到達、作証していないことの作証のために勇猛に励め。ここ舍衛城で、私はコームディーを迎えよう」と (idh’ evāhaṃ sāvatthiyaṃ komudīṃ cātumāsiniṃ āgamaṣṣāmi ti)。

田舎の諸比丘は「世尊がそこ舍衛城でコームディーを迎えるそうだと聞いた。彼ら田舎の諸比丘は世尊に見えるために舍衛城を訪れた。彼ら長老比丘らはさらに一層、新参の諸比丘を教誡し訓戒した。ある長老比丘らは20人もの諸比丘を教誡し訓戒した。ある長老比丘らは30人もの諸比丘を教誡し訓戒した。ある長老比丘らは40人もの諸比丘を教誡し訓戒した。そして彼ら新参の比丘らは長老比丘らによって教誡されつつ、訓戒されつつ、以前よりも勝れた境地を知った。

その時、世尊は布薩の日、第15日、コームディー、4ヶ月の満期の日、満月の日の夜に、比丘僧伽に囲まれて露天に坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tadahu ’posathe pannarase komudiyā cātumāsiniyā puṇṇāya puṇṇamāya rattiyā bhikkhusaṃghaparivuto abbhokāse nisinno hoti)。それから世尊は沈黙している比丘

僧伽を見やり、諸比丘に言われた。「諸比丘よ、この会衆は無駄口をきかず、清らかで、核心に定住している。諸比丘よ、このような比丘僧伽、このような会衆は、供食されるべき、饗応されるべき、供養されるべき、合掌されるべきであり、世に無上の福田である」。

上記は特異なケースである可能性もあるが、MN.-A. (vol.IV p.137) によれば「『舎衛城を訪れる』とは、『世尊によって自恣の摂取が与えられた』と、各自がそれを聞いたところで、そのまま (yathāsabhāvena) 1ヶ月を過ごして、カッティカ月の満月の日に布薩を行ってから、〔舎衛城を〕訪れたということについて、このように言われる」(sāvattthiṃ osaranti ti bhagavatā pavāraṇasaṅgaho dinno ti sutasutaṭṭhāne yeva yathāsabhāvena ekam māsam vasitvā kattikapuṇṇamāyaṃ uposatham katvā osarante, sandhāya idaṃ vuttam) とあるので、ここでは釈尊がコームディーよりさらに後まで舎衛城に滞在されていたことになる。

釈尊が前雨安居の終了直後に遊行に出ることはありえず、後雨安居の終了日(コームディー)までは確実にその年の雨安居地に滞在したであろう。しかも後雨安居を過ごし終わった比丘の来訪をも迎えるとすれば、釈尊はコームディーよりさらに後まで遊行に出発されなかったことになる。

またコームディーがカッティカ月の最終日であるから、カッティカ月中に現れて雨安居明けに布施が集まったところで比丘を襲ったという、「カッティカ賊」(kattikacoraka) が登場する記事において釈尊が滞在している地も、釈尊のその年の雨安居地と見なすことができる。

Vinaya ‘Nissaggiya029’ (vol.III p.262) : その時、仏・世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvattthiyaṃ viharati jetavane anātha-piṇḍikassa ārāme)。その時、諸比丘は雨安居を過ごし終わって阿蘭若住処に住していた (tena kho pana samayena bhikkhū vutthavassā āraññakesu senāsanaesu viharanti)。カッティカ賊が比丘は財を持っているとして襲った (kattikacorakā bhikkhū laddhalābhā’ ti paripātentī)。

- (1) DN.-A. (vol. I p.139) : 「komudīにおいて」とは「kumudavatīにおいて」の意である。その時、白蓮華 (kumuda) が満開であるようだ。白蓮華がその時にあるということで「komudī」と呼ばれる。「cātumāsiniにおいて」とはcātumāsīにおいてと同義であり、それは4ヶ月が終わりになるということで「cātumāsī」と呼ばれ、「cātumāsini」とも呼ばれる。月の満期、季節の満期、年の満期の満期であるということで「puṇṇā」と言われる。「mā」とは月のことであり、月がこの時に満ちるので「満月 (puṇṇamā)」と言われる。このようにして、puṇṇāya puṇṇamāyā と2つの語で言われている。

- (2) 「満月おわり」の暦に基づいている。本「モノグラフ」第1号【論文2】参照。

[2-12] ⑫の釈尊のもとに到来した比丘に対して、釈尊が「がまんできるか。元気になっているか。労苦なくやって来られたか。どこから来たのか」(kacci bhikkhu khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci appakilamathena addhānaṃ āgato, kuto ca tvaṃ bhikkhu āgacchasi) などと声をかける場合

この「がまんできるか云々 (kacci ..... khamaniyaṃ .....)」という呼び掛けは必ず雨安居と結びついているわけではなく、病者を見舞うケース、釈尊が出向いた先で諸比丘に呼び

かけるケースが数多くある<sup>(1)</sup>。このようなケースでは雨安居との関連はない。しかし、上に見た春夏の大会の記事において、夏の大会時に釈尊が処々で雨安居を過ぎてから到来する諸比丘に対して呼びかけるいたわりの言葉として見出されるため、客比丘への呼びかけとして釈尊がこの言葉を発しているという限定のもとには、雨安居と結びつけて解することができると考えられる。

実際、釈尊が雨安居を終えて到来する比丘を迎える場面を記す記事において、この表現は定型句として多く見出され、しかもこれは「諸仏の常法」と関連付けられている。

*Vinaya 'Kammakkhandhaka'* (vol. II p.009) : アッサジとプナッバスの徒がキターギリに住して数々の悪行を行っていた時、ある比丘がカーシで雨安居を過ごし、釈尊に会おうと舎衛城・祇園精舎に向かう途中でキターギリを通りかかってこれを知り、祇園精舎に至る。「客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である。それから世尊はその比丘にこう言われた。『比丘よ、がまんできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか。汝は、比丘よ、どこからやってきたのだ』」 (āciṇṇaṃ kho paṇ'etaṃ buddhānaṃ bhagavantānaṃ āgantukehi bhikkhūhi saddhiṃ paṭisammodituṃ. atha kho bhagavā taṃ bhikkhuṃ etad avoca: kacci bhikkhu khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci appakilamathena addhānaṃ āgato, kuto ca tvaṃ bhikkhu āgacchasi)。

これが雨安居を示す表現様式として有効であれば、例えば以下のような雨安居に直接言及していない記事も雨安居と関連づけることが妥当であることになる。

*Vinaya 'Campeyyakkhandhaka'* (vol. I p.312) : 釈尊がチャンパー (Campā) 国のガッガラ (Gaggara) 池の辺におられた時、カーシ国のヴァーサヴァ村 (Vāsabhagāma) にカッサパゴッタ (Kassapagotta) という比丘があつて執事 (tantibaddha) になる。そこに大勢の比丘が到来し、当初、カッサパゴッタは客比丘を種々にもてなしたが、客比丘らがそのまま住みついたので、疲れも取れたころにもてなしを止める。これを客比丘が怒って拳罪し、カッサパゴッタはチャンパーの釈尊のもとに行って訴える。チャンパーに至ったカッサパゴッタに、釈尊は「比丘よ、がまんできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか。比丘よ、汝はどこからやって来たのか」 (kacci bhikkhu khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci appakilamathena addhānaṃ āgato, kuto ca tvaṃ bhikkhu āgacchasi) と声をかける。カッサパゴッタを拳罪した客比丘も後悔してチャンパーに来る。釈尊が「諸比丘よ、がまんできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか。諸比丘よ、汝らはどこからやって来たのか」 (kacci bhikkhave khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci appakilamathena addhānaṃ āgatā, kuto ca tumhe bhikkhave āgacchatha) と声をかける。

(1) 釈尊や仏弟子が病にかかった比丘のところへ見舞いに行くケースがあり、例としては以下のものがある。

*SN.022-087* (vol. III p.119) : 釈尊が王舎城・竹林園におられた時、ヴァッカリが陶師の家にあつて病気に罹り、釈尊が彼の病床に見舞う。釈尊は彼に「ヴァッカリよ、がまんできるか。元気か。苦痛は減って増えていないか。〔苦痛が〕減退するばかりで増進しないか」 (kacci te vakkali khamaniyaṃ kacci yāpaniyaṃ kacci dukkhā vedanā paṭikkamanti no abhikkamanti, paṭikkamosānaṃ paññāyati no abhikkamo) と問いかけ

る。

これと同様の表現は MN.097 ‘Dhānañjāni-s.’ (vol. II p.184)、MN.143 ‘Anātha-piṇḍikovāda-s.’ (vol. III p.258)、MN.144 ‘Channovāda-s.’ (vol. III p.263)、SN.022-088 (vol. III p.124)、SN.022-089 (vol. III p.126)、SN.035-074 (vol. IV p.046)、SN.035-075 (vol. IV p.047) などに見られる。

また釈尊が出向かれた先で呼びかける例としては以下のものがある。

MN.031 ‘Cūlagosiṅga-s.’ (vol. I p.205) : 釈尊がナーディカー村の煉瓦の家 (giṅjakāvasatha) におられた時、ゴーシンガ・サーラ樹林園 (Gosiṅgasālanadāya) に阿那律とナンディヤとキンピラを訪ねていく。釈尊は3人に暮らしぶりを尋ねて「阿那律よ、がまんできるか。元気か。乞食に苦勞しないか」(kacci vo anuruddhā khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci piṇḍakena na kilamatha) と言う。

これと同様のケースは MN.128 ‘Upakkilesa-s.’ (vol. III p.155)、Vinaya ‘Kosambakkhandhaka’ (vol. I p.351) にも見える。

[2-13] ⑬釈尊のもとに至った比丘が「我々は久しく釈尊に対面して法話をお聞きしていない」(cirassutā kho no ..... bhagavato sammukhā dhammī kathā) と阿難などにうたえる場合

このケースは、聖典中には件数が少なくあまり確実ではないが、ただし上に見たように『十誦律』がこれを夏の大会と関連付けている。以下の例が見出される。

SN.022-081 (vol. III p.094) : 釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時、コーサンビーで乞食されて還った後、侍者にも告げず独りで出て行かれた。ある比丘がアーナンダのところに来て、釈尊が独りで出て行かれたことを告げた。アーナンダは「そういう時には誰もついていってはならない」と注意した。釈尊は遊行されてパーリレツヤカのバッダサーラ樹下 (Pārileyka Bhaddasālamūla) に住された。その時、多くの比丘<sup>(1)</sup>が阿難のところに来て「久しく世尊にお会いしていない。説法を聞きたい」(cirassutaṃ kho no, āvuso ānanda, bhagavato sammukhā dhammī kathā; icchāma mayaṃ, āvuso ānanda bhagavato sammukhā dhammiṃ kathaṃ sotuṃ) と言うので、阿難は皆とともにパーリレツヤカに赴いて、釈尊より説法を聞く。

そして SN.-A. (vol. II p.305) がこの記事の「多くの比丘」(ambahulā bhikkhū) を「釈尊がそこ(パーリレツヤカ)におられる間に、処々で雨安居を過ごし終わった500人の諸比丘である(atha kho sambahulā bhikkhū ti, atha evaṃ tattha viharante pañcasata disāsu vassaṃ vutthā bhikkhū) と注釈している。

[2-14] ⑭釈尊が某処におられた時、某比丘が雨安居に入ろうとしていたという場合

春の大会を考慮に入れれば、釈尊はまず入雨安居前に集まってくる諸比丘を待ち受け、彼らを教導し、各自の雨安居地に散っていく諸比丘を送りだしてから、自身も雨安居に入られることになる。この場合、釈尊は入雨安居直前まで散っていく諸比丘を送りだしておられたと考えるべきであろう。春の大会の後に釈尊が移動してから他処で雨安居に入られるとは考え難い。また、もし釈尊が春の大会の後に移動して他の地で雨安居に入られるとするならば、春の大会と夏の大会は異なる地で開かれることになり、情報伝達手段に乏しい当時では不都合が起きるに違いない。

このように考えるならば、釈尊は入雨安居に先立ってその年の雨安居地に入っておられたと考えられるため、以下のような、ある比丘がこれから雨安居に入ろうとしている場所に釈

尊がおられる場合、釈尊はそのままそこで雨安居に入られると考えられる。

*Vinaya* ‘Pācittiya017’ (vol. IV p.044) : その時、仏・世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anātha-piṇḍikassa ārāme) 。その時、十七群比丘がある辺地の大精舎を「ここで我々は雨安居を過ごそう」といって修理していた (tena kho pana samayena sattarasavaggiyā bhikkhū aññataraṃ paccantimaṃ mahāvihāraṃ paṭisaṃkharonti, ‘idha mayaṃ vassaṃ vasissāmā’ ti) 。

[2-15] ⑮釈尊が阿難に周辺の諸比丘を講堂に集めさせて説法する場合

この表現様式は以下のような諸「涅槃経」に記される釈尊のヴェーサーリーの竹林村における最後の雨安居の記事をヒントにしている。

*DN.016* ‘Mahāparinibbāna-s.’ (vol. II p.119) : (釈尊がヴェーサーリーの竹林村で雨安居を過ごす間に病に罹り、回復されてからチャーパーラ・チエーティヤのもとで捨命し、3ヶ月後に般涅槃することを阿難に説いた後) それから世尊は阿難長老とともに大林重閣講堂に近づいた (atha kho bhagavā āyasmatā ānandena saddhiṃ yena mahāvanaṃ kūṭāgārasālā ten’ upasaṅkhami) 。近づいてから阿難長老に呼びかけた「阿難よ、行ってヴェーサーリーに住しているかぎりの諸比丘を全員、講堂に集めなさい」と (upasaṅkhamitvā āyasmantaṃ ānandaṃ āmantesi, ‘gaccha tvaṃ ānanda, yāvatikā bhikkhū vesāliṃ upanissāya viharanti, te sabbe upaṭṭhānasālāyaṃ sannipātehi’ ti) 。阿難は「かしこまりました」と世尊に答えて、ヴェーサーリーに住しているかぎりの諸比丘を全員、講堂に集めてから世尊のもとに近づいた (‘evaṃ, bhante’ ti kho āyasmā ānando bhagavato paṭissutvā yāvatikā bhikkhū vesāliṃ upanissāya viharanti, te sabbe upaṭṭhānasālāyaṃ sannipātetvā, yena bhagavā ten’ upasaṅkhami) 。(この後釈尊は諸比丘に説法し、3ヶ月後の入滅を告げ、バンダ村へ赴く。)

この最後の釈尊の雨安居中の記事と同様の表現が諸「涅槃経」の、釈尊が最後の遊行に出發される直前の王舎城の記事に見られる。

*DN.016* ‘Mahāparinibbāna-s.’ (vol. II p.076) : (阿闍世王に派遣されて釈尊のもとに至ったヴァッサカーラ大臣に、七不退法を守るヴァッジ族を破ることの困難を説いて後) それから世尊はマガダの大臣ヴァッサカーラ・バラモンが去って後、阿難長老に呼びかけた。「阿難よ、行って王舎城に住しているかぎりの諸比丘を全員、講堂に集めなさい」と (gaccha tvaṃ, ānanda yāvatikā bhikkhū rājagahaṃ upanissāya viharanti, te sabbe upaṭṭhānasālāyaṃ sannipātehi ti) 。阿難は「かしこまりました」と世尊に答えて、王舎城に住しているかぎりの諸比丘を全員、講堂に集めてから世尊のもとに近づいた (‘evaṃ, bhante’ ti kho āyasmā ānando bhagavato paṭissutvā yāvatikā bhikkhū rājagahaṃ upanissāya viharanti, te sabbe upaṭṭhānasālāyaṃ sannipātetvā yena bhagavā ten’ upasaṅkhami) 。(この後、釈尊は諸比丘に七不退法を説かれ、王舎城に随意とどまった後、アンバラッテッィカー園に赴く。)

王舎城の記事には雨安居が言及されていないにも関わらず、周辺の比丘の全員を集めよと阿難に命じる記述は全く一致する。またこの記事は両者ともに釈尊の周辺にかなりの人数の

比丘が集まっていることを前提とするように思われる。これは遊行中の時よりも、雨安居時や既述の春夏の大会の時のことに相応しい（ここでは釈尊がこの後に遊行に出られるため春の大会の可能性は排除される）。そのため竹林村における雨安居中の記事と同様の記述を有する王舎城の記事も雨安居記事として判断できるのではないかと考えられる。

しかしながらこれは以上の①～④の表現様式とは異なって、用例が僅少であるために傍証が得られず、表現様式として説得力が弱いものである。よってこの表現様式によって釈尊の雨安居記事と判断されるものは【5】「その他」に資料を挙げる。

## 凡例

[0] ここで扱う資料の範囲は以下のものである。

パーリ資料：*Dīghanikāya* (DN.)、*Majjhimanikāya* (MN.)、*Saṃyuttanikāya* (SN.)、*Aṅuttaranikāya* (AN.)、*Khuddakanikāya* 中の *Udāna*、*Vinaya*

漢訳資料：長阿含経、中阿含経、雑阿含経、増一阿含経、別訳雑阿含経、（息諍因縁経などの）単経、四分律、五分律、十誦律、摩訶僧祇律（僧祇律）、根本有部律

その他、梵文の *Mahāparinirvāṇasūtra* と *Mūlasarvāstivādinaya* を含めた。上記以外の資料に言及する場合は参考資料として〔参考〕に挙げるか、注記の中で処理した。

[1] 本資料集では雨安居記事を以下の5つに分類して示した。

【1】の「パーリ資料と漢訳資料が共通するもの」とは、パーリ資料と漢訳資料の双方に、釈尊の雨安居中、またはその前後に、ある同一の事績が行われたとするいわゆる「同一の雨安居記事」を記す資料が見出され、しかもそれらの全てが一致して同一地における雨安居とするものである。ただし「祇園精舎」「東園鹿子母講堂」は「舎衛城」として、「竹林園」「耆闍崛山」は「王舎城」と見なし同一地として扱った。

【2】の「パーリ資料と漢訳資料の一部が共通するもの」とは、パーリ資料と漢訳資料の双方に「同一の雨安居記事」を記す資料が見出されるが、パーリ・漢訳の一部あるいはすべてが異なる雨安居地とするものである。

【3】の「パーリ資料のみが伝えるもの」とは、パーリ資料のみに「雨安居記事」が見出され、漢訳資料には雨安居が言及されないものや、その事績そのものの記述がないものである。

【4】の「漢訳資料のみが伝えるもの」とは、漢訳資料のみに「雨安居記事」が見出され、パーリ資料には雨安居が言及されないものや、その事績そのものの記述がないものである。

【5】の「その他」は、一応表現様式の枠の中には入っているが、雨安居記事として疑わしいものであって、その理由は資料の下に注記した。ここには上の【1】～【4】のすべての分類が混在し得る。

これらの関係を図示すれば以下のようなになる。



原始仏教聖典における釈尊の雨安居記事

	パーリ	漢訳1	漢訳2	漢訳3
【1】パ漢共通	○	○	○	□
	○	○	□	
【2】パ漢一部共通	○	○	△	□
	○	△	□	
【3】パーリのみ	○	□		
	○			
【4】漢訳のみ	□	○	△	
	□	○		
		○		

○＝事績、雨安居地を有し、パーリと共通か、またはパーリ・漢訳でそのみ。

△＝事績あり。ただし雨安居地が他と異なる。

□＝事績があっても雨安居に言及なし。

[2] 《 》付きの数字の後の小見出しはその下に挙げられる釈尊の雨安居記事資料の共通項を示し、小見出しの下の〔 〕に記した地名はそこから得られる釈尊の雨安居地である。

【2】においては必ず2つ以上の地名が挙げられることになるが、【4】【5】にもその場合がある。

[3] [参考]として雨安居記事資料の下にポイントを下げで紹介した資料は、同一の事績を記しながら、それが雨安居時であると判断するための情報を含まない資料(○)、または釈尊の所在を記さないために釈尊の雨安居記事ではない資料(◎)、そして上記[0]に挙げた以外の、例えば *Jātaka-A*. や『大正藏経』の「本縁部」の資料である(☆)。これを( )内の記号を資料の前に付して区別した。なお律蔵資料については、釈尊によって制定される学処の一致を基準にしているため、学処制定の因縁譚が異なる場合は、記述されている事績の異なるものも少なくない。

[4] 個々の資料において、それが釈尊の雨安居記事として判断される根拠となる表現様式の箇所の下線を施し、それが表現様式のいずれに該当するかを①～⑮の数字を付して示した。なお根拠となる特定の箇所を示しにくいものの、全体的な文脈で明らかに釈尊の雨安居記事である場合には下線は付さずに文頭に①として示した。

[5] 注は個々の資料の直後に置いた。個々の資料中のある特定箇所に付した注は( )入りの数字で示し、個々の資料の特徴などについてのコメントは\*で示した。またそのコメントが複数の文献にまたがって関係する場合は※で示した。

[6] 資料を挙げた順序は以下に従う。*Dīghanikāya* (DN.)、*Majjhimanikāya* (MN.)、*Saṃyuttanikāya* (SN.)、*Aṅguttaranikāya* (AN.)、*Khuddakanikāya* 中の *Udāna*、*Vinaya* (経分別、韃度部の順)、長阿含経、中阿含経、雜阿含経、増一阿含経、別訳雜阿含

経、単経、四分律、五分律、十誦律、摩訶僧祇律（僧祇律）、根本有部律、その他の順である。ただし文献の対応関係を明確に示すために順序を変更した場合もある。例えば *DN.*、*MN.*、長阿含経、中阿含経が同様の事跡を記述しているながら、*DN.*と長阿含、*MN.*と中阿含により密接な対応関係が見出される場合、*DN.*、長阿含経、*MN.*、中阿含経の順序で挙げた。

[7] 個々の資料の梗概については最初の記事についてもっとも詳しく付し、その下に続く対応記事については、その上の記事と著しく異なる場合を除いて梗概をつけていない。

[8] 原語を挙げる場合、パーリ語のものについては原則的に PTS 版に従っているが、明らかな誤植などは特に注記せずに訂正してある。梵語のものを挙げる場合は個々の箇所注記して典拠を示した。